

大阪府入院患者待機ステーション運営協力医療機関支援事業協力金交付要領

(目的)

第1条 府は、新型コロナウイルス感染症患者受入病床が逼迫する中、自宅療養者等からの救急要請が増加した場合に救急隊の現場滞在時間が延長し、一般救急に影響をもたらすことから、病院前の救急医療体制を維持することを目的に、患者に酸素投与等を行うことができる一時待機場所（以下「入院患者待機ステーション」という。）を設置する市町村等に協力する医療機関に対する支援として予算の定めるところにより、大阪府入院患者待機ステーション運営協力医療機関支援事業協力金（以下「協力金」という。）を交付するものとし、その交付については大阪府補助金交付規則(昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(事業内容)

第2条 協力金の事業内容は、別に定める協定書のとおりとする。

(対象経費等)

第3条 協力金の対象事業者、協力金、対象経費及び負担率等は、別表のとおりとする。

(協力金の交付申請)

第4条 規則第4条第1項の申請は、大阪府入院患者待機ステーション運営協力医療機関支援事業協力金交付申請書（様式第1号）を、知事が定める日までに提出することにより行わなければならない。

(協力金の交付)

第5条 知事は、規則第5条に規定する協力金の交付の決定をした額を概算払により交付する。

(経費等の内容変更等)

第6条 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定による知事の定める軽微な変更は、総事業費の20%以内の増減を伴う経費の配分又は事業内容の変更とする。

2 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する知事の承認を受けようとする者は、大阪府入院患者待機ステーション運営協力医療機関支援事業協力金変更承認申請書（様式第2号）を、知事に提出しなければならない。

3 規則第6条第1項第3号に規定する知事の承認を受けようとする者は、大阪府入院患者待機ステーション運営協力医療機関支援事業協力金中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を、知事に提出しなければならない。

(協力金の交付の条件)

第7条 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 協力する事業が予定の期間内に完了しない場合又は協力する事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由その他必要事項を書面により知事に報告してその指示を受け

なければならない。

(2) (1)の規定による報告に基づき、必要な指示を与えられた場合は、直ちにその指示に従わなければならない。

(3) この協力金の交付と対象経費を重複して、他の協力金等の交付を受けてはならない。

(4) 協力する事業により取得し、又は効用の増加した財産については、協力する事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(協力金交付の申請の取下げ)

第8条 協力金の交付を申請した者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る協力金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による報告は、大阪府入院患者待機ステーション運営協力医療機関支援事業協力金実績報告書(様式第4号)を、協力する事業の完了したその翌日から起算して30日以内又は当該会計年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(立入調査)

第10条 知事は、協力金に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認められるときは、協力金の交付決定を受けた事業者に対して、必要な事項を報告させ、又は、本府職員にその事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(財産処分の制限)

第11条 規則第19条第4号及び第5号の知事が定める財産並びに同条ただし書の知事が定める期間は、協力する事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年厚生労働省告示第384号)に準ずるものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるものの他、協力金の交付に関し必要な事項は、知事が別途定める。

附則

この要領は、令和3年7月●日から施行する。

別 表

対象事業者	市町村等が設置した入院患者待機ステーションの運営に協力した医療機関	
協力金	協力内容	
	①	病院の敷地等に入院患者待機ステーションを設置し、医師が定期的に巡回し患者の容態を把握するとともに、急変時に対応可能な体制を整えている医療機関
	②	病院の敷地等に入院患者待機ステーションを設置し、医師が患者急変時に対応可能な体制を整えている医療機関
交付額（上限）	1,000 万円	500 万円
対象経費	入院患者待機ステーションの運営協力にかかった経費 （賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費）	
負担率	10 / 10	
対象期間	令和3年7月●日 ～ 令和4年3月31日	
補助条件	入院患者待機ステーションの実施主体である市町村等と締結した協定書の内容を遵守すること。	